

市第160号議案 横浜市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の 基準等に関する条例等の一部改正

1 提案理由

令和6年1月25日に介護保険法、老人福祉法及び社会福祉法の規定に基づき「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（以下、「基準省令」という。）」が公布されました。

これに伴い、関連する本市の条例の一部を改正します。

2 改正が必要な条例

- (1) 横浜市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年12月横浜市条例第70号）（以下、①とする。）
- (2) 横浜市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第71号）（以下、②とする。）
- (3) 横浜市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成30年3月横浜市条例第23号）（以下、③とする。）
- (4) 横浜市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第73号）（以下、④とする。）
- (5) 横浜市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第74号）（以下、⑤とする。）
- (6) 横浜市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第75号）（以下、⑥とする。）
- (7) 横浜市指定居宅サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第76号）（以下、⑦とする。）
- (8) 横浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準等に関する条例（平成24年12月横浜市条例第77号）（以下、⑧とする。）
- (9) 横浜市指定居宅介護支援の事業の人員、運営等の基準に関する条例（平成26年9月横浜市条例第51号）（以下、⑨とする。）
- (10) 横浜市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第78号）（以下、⑩とする。）
- (11) 横浜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第79号）（以下、⑪とする。）
- (12) 横浜市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営、指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例（平成26年9月横浜市条例第52号）（以下、⑫とする。）
- (13) 横浜市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例（令和3年3月横浜市条例第20号）

3 改正の概要

国の基準省令で示された内容について、次のとおり改正します。

なお、改正内容がいずれの条例に含まれるものかは、以下の各項目末尾に記載した①～⑫で示しています。

【主な改正内容】

(1) 地域包括ケアシステムの深化・推進

ア 居宅介護支援事業者が指定を受けて介護予防支援を行う場合の人員配置

令和6年4月から居宅介護支援事業者も市町村からの指定を受けて介護予防支援を実施できるようになることから、事業所ごとに1以上の員数の介護支援専門員を置かなければならないこととします。また、常勤かつ主任介護支援専門員である管理者を置かなければならないこととし、管理者は、同一の事業所の他の職務に従事する場合や、管理上支障がない範囲で他の事業所の職務に従事する場合を除き、専らその職務に従事する者でなければなりません。【⑫】

イ 協力医療機関との連携体制の構築

高齢者施設等内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下で適切な対応が行われるよう、在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等との実効性のある連携体制を構築します。【①～⑧、⑩、⑪】

ウ 新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携

高齢者施設等について、施設内の感染者への診療等に対応できる体制を構築するため、あらかじめ第二種協定指定医療機関*との間で、新興感染症発生時等における対応を取り決めるよう努めることとします。【①～⑧、⑩、⑪】

※第二種協定指定医療機関：新興感染症等発生時に、発熱外来や自宅療養者等への医療提供を行う医療機関のこと

(2) 自立支援・重度化防止に向けた対応（特定施設入居者生活介護における口腔衛生管理の強化）

口腔衛生管理体制を整備し、各入居者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならないこととします。（3年の経過措置あり）【⑦、⑩】

(3) 良質なサービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり

ア 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置の義務付け

短期入所系サービス、居住系サービス、多機能系サービス及び施設系サービスについて、現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じて、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務付けます。（3年の経過措置あり）【①～③、⑤、⑦、⑧、⑩、⑪】

イ 生産性向上に先進的に取り組む特定施設における人員配置基準の特例的な柔軟化

見守り機器等のテクノロジーの複数活用及び職員間の適切な役割分担の取組等により、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められる特定施設について、特定施設ごとに置くべき看護職員及び介護職員の合計数について、「常勤換算方法で、要介護者である利用者の数が3（要支援者の場合は10）又はその端数を増すごとに0.9以上であること」とすることとします。【⑦、⑧、⑩】

ウ 管理者の兼務範囲の明確化

管理者が兼務できる事業所の範囲について、管理上支障がない場合には、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない旨を明確化します。【①～④、⑥～⑪】

(4) その他の事項（「書面掲示」規制の見直し）

介護サービス事業所は、事業所の運営規程の概要等の重要事項等について、これまでの「書面掲示」に加え、原則としてインターネット上（法人のホームページ等又は情報公表システム上）に掲載・公表しなければならないこととします。【①～③、⑥～⑫】

4 施行予定日

令和6年4月1日

なお、基準省令の施行日に合わせて、令和6年6月1日に施行する条もあります。